

平成 28 年 1 月 12 日

金融庁総務企画局市場課 御中

一般社団法人全国銀行協会

証拠金規制に関する内閣府令案・告示案・監督指針案に対する意見等の
提出について

平成 27 年 12 月 11 日（金）付で意見募集のあった標記の件に対する意見等を
別紙のとおり取りまとめ、提出いたしますので、何卒ご高配賜りますようお願い
申し上げます。

以 上

1. 金融商品取引業等に関する内閣府令／附則の一部改正(案)について

項番	該当箇所(条文)	コメント	理由等
金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(案)			
1	第百二十三条第一項 二十一の五	<p>平成27年7月のパブコメに対する回答(項番69)において、現在(規制とは無関係に)合意で定めている独立担保額について、「証拠金規制に従って授受すべき証拠金額を減少させるものでなければ、証拠金規制の導入後も引き続き設定することが許容されます。」と回答されているが、この趣旨について以下①・②の点を確認したい。</p> <p>現在授受されている独立担保額について、通常は分別管理されず変動証拠金と差し引いて授受されているが、例えば、当事者A、B間でThresholdがゼロのCSAを締結しており、エクスポージャーに関して当事者Aが50百万円の負け、ただし当事者Bに関して20百万円の独立担保額が設定されている場合、現状実務によれば50百万円と20百万円をネットして当事者Bは30百万円を担保として受け取ることになり、当事者Aはエクスポージャーに見合った変動証拠金より少ない担保を受け取ることになるが、</p> <p>①本規制の導入後は日本の証拠金規制の適用を受ける者がこのようなかたちで独立担保額を拠出(エクスポージャーよりも少ない金額の変動証拠金の受入)を行うことは認められないとの趣旨か。</p> <p>②このような差引計算をするのではなく、当事者Aが当事者Bに変動証拠金を50百万円渡し、当事者Bが当事者Aに20百万円独立担保額を渡すという扱いであれば、許容されるのか。</p> <p>なお、上記②の方法も可能ではあるが、これによるリスク管理上のメリットは特段なく、かえって管理が複雑になるためむしろ望ましくないものと思われる。</p>	(規制によらない)独立担保額について、規制上求められる扱いの明確化のため。
2	第百二十三条第一項 二十一の五 イ	非清算店頭デリバティブ取引の時価の合計額、相手方から預託等がされている変動証拠金の時価、相手方に預託等をしている変動証拠金の時価の合計額の算出については、必ずしも自社で行うことを求めるものではなく、外部委託を用い、その結果を確認することでも足りるとの理解でよいか。	必ずしも全ての規制対象者が自社のリソースのみで、規制に応じることができるわけではなく、必要に応じて外部委託を利用することで適切な対応が可能になる。市場参加者に漏れなく的確な規制対応を行わせるためには、外部委託の利用を妨げるべきではなく、時価算出においても同様と考える。
3	第百二十三条第一項 二十一の五 イ	変動証拠金額について、規制適用開始日前後で異なるCSA契約を締結している場合には、ISDAマスター契約が同一であったとしてもそれぞれ別個に算出するという理解でよいか。	仮にISDAマスター契約ごとに計算するとなった場合、規制適用開始日以前も含めてVM計算すると、以後の取引のみを対象として計算する場合と比べ、VM金額が過大になる可能性があり、規制をphase-inとすることで急激な流動性の潤滑や市場の混乱を回避しようとするBCBS/IOSCO最終報告書の趣旨に反している。 また、規制適用開始日以前の取引をVM計算から除外しようとする、別個のISDAマスター契約でカバーせざるを得なくなるが、この場合、デフォルト時の一括清算ネットティング効果が減少し金融システム全体としてのクレジットリスクが増加し、結果的に本規制導入の趣旨と反する事態になると考えられる。
4	第百二十三条第一項 二十一の五 ロ	内閣府令では返還の請求を求めているが、監督指針における記載に合わせた方がよいと考える。	欧州、米国のルールでも、特に返還請求について言及していない中で、内閣府令で言及しているのは違和感がある。このため、「預託を求める」「預託の請求に応じる」旨の記載に留めるかたちで、回収義務、差入義務について言及いただきたい。
5	第百二十三条第一項 二一の五 ハ	府令案は「遅滞なく」預託等または返還を受けるとしている一方、欧米規制では「T+1」と明確化されており、時差もあることから実務上は困難である。 現在欧米とのハーモナイズに向け調整いただいていると理解しているが、欧米との議論がまとまる予定時期を確認したい。	義務化までの期間が、1年程度となる中、各行は、できるだけ早い時期に契約の締結に向けた方針の立案・個別の交渉に着手しなければならない。 一方で、実務的に対応できない条件が、海外の規制に定められている場合、海外の金融機関とは取引ができなくなることを前提に、対応を検討する必要性があるため。

6	<p>第百二十三条第一項 二十一の五 ハ</p>	<p>当事者があらかじめ約した方法について、既存のCSAの雛形(1995版や2008版)で定めている方法に、追加されること がないことを確認したい。</p>	<p>規制導入により、取引相手方との時価計算結果を照合する機会が増える。 紛争に関する手続きについて、現状以上に多くの要件が入った場合、日次の 業務処理を行なうことが困難となる。</p>
7	<p>第百二十三条第一項 二十一の五 ニ</p>	<p>相手方がイからハに掲げる行為またはこれに類似する行為にもとづき行われる変動証拠金の預託または返却に係わる 以下の対応について確認したい。 通常のCSAのオペレーションでは、相手から受け取りが発生した場合のみ、自らコールし、相手方に対して支払いが発生 した場合は、相手方からコールがあれば支払うが、コールがなければ支払わないというのが一般的である。引き続 き本対応を実施していれば要件を充足したものとみなしてよいか。</p>	<p>明確化のため。</p>
8	<p>第百二十三条第一項 二十一の五及び六</p>	<p>第百二十三条第一項二十一の五のイ、ロ、ハ、ニおよび第百二十三条第一項二十一の六のイ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ に ついて、自身ではなく、取引相手や第三者が代理で行うことは可能か。一部のみ可能であれば、代理可能な範囲を明 確化していただきたい。</p>	<p>現状のCSAの実務上で、当事者の事務負担を減らすためにValuation Agent を、担保徴求者ではなく一方の取引当事者に固定することがある(いわゆるセル サイドに固定することがある)。引き続きこの形態が認められるか確認した い。 また、今後左記の代行サービスを提供するような業者が現れることが想定され るが、どこまで業者宛に委託可能か(不可能か)確認したい。</p>
9	<p>第百二十三条第一項 二十一の六 イ(1)</p>	<p>当初証拠金に関する計算等の義務が発生させる事由として、「非清算店頭デリバティブ取引に係る権利関係に変更が あった場合」が規定されている。 これに関連して、平成27年7月のパブコメへの回答(項番82)においてアモチゼーションがこの場合に当たるか否かとの 質問に対して、「個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきものですが、アモチゼーションが元本の償還を 伴う行為を指す場合においては、「その他非清算店頭デリバティブ取引に係る権利関係に変更があったとき」に含まれ ると考えられます。」との回答がなされている。 スワップにおいてアモチゼーションが行われる場合の多くは、そのヘッジ対象である借入金等について元本返済が行 われ、それに合わせてオーバーヘッジとならぬよう、ヘッジ手段であるスワップの想定元本を減額するといった場合と 思われるが、「元本の償還」が行われるのはあくまでもヘッジ対象であってヘッジ手段である店頭デリバティブ取引自体 ではない。また、スケジュールに従って行われるアモチゼーションについて「権利関係に変更があった」というのは、日 本語としても違和感を感じるころであるが、上記回答は、あらかじめ合意されたスケジュールに従ったアモチゼーシ ョンについても、「その他非清算店頭デリバティブ取引に係る権利関係に変更があったとき」に当たるとの趣旨か。</p>	<p>当初証拠金に関する計算、授受等の義務が発生する場合の明確化のため。</p>
10	<p>第百二十三条第一項 二十一の六 イ(1)</p>	<p>元本洗い替えを伴う通貨スワップの元本交換部分を当初証拠金の計算に含めるべきか否かに関して、平成27年7月 のパブコメへの回答(項番83)において、「元本洗替のある通貨スワップ取引に係る元本洗替が権利関係の変更で該 当するか否かは、当該通貨スワップ取引に係る元本交換部分の性質が為替フォワード取引と同様の性質を有する か否かにより判断されると考えられます。」との回答がなされている。 為替フォワード取引の性質を何と考えるかによるが、為替フォワード取引はしばしば、「取引当初における2つの通貨の 定められた比率での交換及び取引終了時における当初2通貨の取引開始時に定められた比率での逆方向の交換」と 定義される(例えば、米国Commodity Exchange Act Section 1a(25)の以下の定義)。 (25) Foreign exchange swap The term “foreign exchange swap” means a transaction that solely involves— (A) an exchange of 2 different currencies on a specific date at a fixed rate that is agreed upon on the inception of the contract covering the exchange; and (B) a reverse exchange of the 2 currencies described in subparagraph (A) at a later date and at a fixed rate that is agreed upon on the inception of the contract covering the exchange. 元本洗い替え型スワップでは、取引終了時の元本交換の比率は当初は決まっていなくても、その決定方法は当初から 決まっている。この場合、元本交換部分の性質が為替フォワード取引と同様の性質を有すると考えてよいか。 また、このようなスワップで元本の洗い替えがなされた場合、それにより元本増加(減少)額部分の授受および利金計 算に使用される想定元本の変更が行われることになるが、これは当初証拠金の計算等の義務を生じさせる事由(「そ の他非清算店頭デリバティブ取引に係る権利関係に変更があったとき」(業府令案第123条第1項第21号の6イ(1)))に 該当するという理解でよいか。</p>	<p>元本洗い替え型スワップの当初証拠金規制上の扱いの明確化のため。</p>

11	第百二十三条第一項 二十一の六 ハ	「当該預託等を受けた後に、当該預託等を受けた額を当該証拠金の額から控除した残額について速やかに預託等を受けること。その他当該差異を解消するための措置に係る行為を行うこと。」に関し、ISDA等が定める市場慣行あるいはディスプレイリゾリューションに従って対応することは許容されるという認識でよいか。つまり、双方が認識する当該預託金額の差異、つまり、「当該証拠金の額から控除した残額」が当該預託等の金額の一定割合以下あるいは一定金額以下の場合は、差異は発生していないものという認識でよいか。	市場慣行に従った対応を許容していただきたいため。
12	第百二十三条第一項 二十一の六 ハ	当初証拠金額につきディスプレイが発生した場合には、「当事者があらかじめ約した方法により算出した額について遅滞なく預託等を受けるとともに、当該預託等を受けた後に、当該預託等を受けた額を当該当初証拠金の額から控除した残額について速やかに預託等を受けることその他の当該差異を解消するための措置に係る行為を行うこと」と規定されている。 ここでいう「当該差異を解消するための措置に係る行為」の中には、現在、業界で議論されている具体的な処理手順（例えば、定量的な許容範囲を超過する場合に所定の差異分析を実行）も含まれると理解しているが、そのような手順の詳細が担保契約等の基本契約書に記載されていないと、社内ポリシー等何らかのかたちで明確化されていればよいという解釈でよいか。	当初証拠金に係るディスプレイ処理手順の業界慣行が形成されるまでには相当の時間を要すると考えられており、規制施行に間に合わない可能性もあるため、実務上は各社の社内ポリシー等で取扱いを事前に策定しておくことが望まれる。そういった態勢整備を許容していただきたい。
13	第百二十三条第一項 二十一の六 ハ	相手方との計算金額に差異がある場合でも、最終的には差異金額の受渡しが必要とも読めるが、既存のCSAの雛形（1995版や2008版）で定めている方法に、追加されることはないという理解でよいか。	規制導入により、取引相手方との当初証拠金の計算結果を照合する機会が増えるため。 紛争に関する手続きについて、現状以上に多くの要件が入った場合、日次の業務処理を行なうことが困難となる。
14	第百二十三条第一項 二十九の10一のイ	「当該外国の法令に照らし、一括清算の約定又はこれに類する約定が有効であることが適切に確認されている国に限る」とあるが、法的有効性に関する確認には、一括清算（例ISDA契約）に関する確認およびそれに付随する担保契約（例CSA契約）の法的有効性の確認がある。 本件の「適切に管理されている」は上記両者についての確認を前提としているという理解でよいか。 例）ISDA/CSAの法的有効性に関する業界利用のデータベースは一括清算（Netalytics）、担保契約（CSAnalytics）があり、市場参加者は両者を参考にISDAおよびCSAの法的有効性を確認する場合がある。両者が有効と判定され得る記載であると市場参加者が判断していることをもって、今般の変動証拠金、当初証拠金に伴う有効性確認が行われていることを想定。	社内態勢整備に向けた内容確認のため。
15	第百二十三条第一項 二十九の10一のイ	「当該外国の法令に照らし、一括清算の約定又はこれに類する約定が有効であることが適切に確認されている国に限る」とあるが、これは、例えば、定期的および必要に応じて都度見直しが行われるデータベース（外部データベースを含む）の利用等をとおして、十分な管理体制の構築が求められているとの理解でよいか。	社内態勢整備に向けた内容確認のため。
16	第百二十三条第一項 二十九の10一のイ	「外国の政府等（外国の政府、外国の中央銀行、国際開発金融機関等及び国際決済銀行）」には、例えば外国における州立銀行等は対象となる（本件証拠金規制対象外となる）との理解でよいか。国によっては銀行の公共性を踏まえ、地方政府設立（地方政府の資本投下された）の金融機関があるため。	社内態勢整備に向けた確認のため。
17	第百二十三条第一項 二十九の10一の二	「当該外国の法令に照らし、一括清算の約定又はこれに類する約定が有効であることが適切に確認されている国に限る」とある。 有効が確認されている国（または、有効が確認されていない国）のリスト作成をお願いしたい。	社内態勢整備に向けた内容確認のため。
18	第百二十三条第七項	店頭デリバティブ取引に当たらない取引に関しても業府令第123条第1項21号の5や21号の6の措置の対象とすることを継続して行うことを条件として明示的に認めていただいているが、店頭デリバティブ取引に当たらない取引に関して、21号の5の措置の対象とはするが21号の6の措置の対象とはしない等、本項1号と2号に関してそれぞれ異なる扱いとすることも、継続して扱うかぎりにおいて許容されるという理解でよいか。 また、相手方によって対象とするか否かについて異なる扱いを行うことも、相手方毎に継続した扱いを行うかぎりにおいて許容されるという理解でよいか。	規制対象外の取引に関して許容される扱いの明確化のため。

19	第二百三十九条の二	「非清算店頭デリバティブ取引の当事者が一又は複数の非清算店頭デリバティブ取引ごとにあらかじめ定めた通貨」に関して、 ①変動証拠金と当初証拠金に関して別々に定めることができると理解してよいか。 ②これは各当事者がそれぞれ通貨を1つずつ定められるとの理解でよいか。	明確化のため。
20	第二百三十九条第十項第一号ロ、同条第十項第一号イ	海外で設立されたSPCであっても、それが店頭デリバティブ取引を業として行う者である場合は、その店頭デリバティブポートフォリオ規模が過年度月末平均で3,000億円を超える場合は、当該SPCとの取引に日本の証拠金規制が課されることになるという理解している。 SPCを使ってリパッケージ債を発行する場合、1つのSPCを使って複数のシリーズのリパッケージ債を発行され、それらにはいずれもいわゆる責任財産限定特約が付されている。そのような場合に3,000億円の閾値を1つ1つのシリーズに適用してよいか否かに関して、平成27年7月のパブコメに対する回答(項番22)においては「個別事例ごとに実態に即して実質的に判断されるべきもの」と回答されているが、この判断がどのような観点からなされるのか。各シリーズに対しての閾値の適用が認められるためにどのような要件を満たす必要があるのか教示いただきたい。	規制の適用有無の判断基準の明確化のため。
21	第二百三十九条第十項第一号イ、第四号イ	登録金融機関に該当しないエンティティであれば規制対象外になるとのことであるが、外国で設立されたSPVは個々の事情に照らして判断するのに対して、国内で設立されたSPCにおいては適用対象外となると、店頭デリバティブの活用にあたってスキーム差異が生じることとなる。登録金融機関に該当しないことのみを持って差異が生じることがないよう、後者であっても個々の事情に照らして判断する必要はないか。	解釈によっては、スキームの違いによって義務化されるか否かに差が生じるため。
22	第二百三十九条第十項第一号イ、同条第十項第一号イ	一括清算ネットリングの有効性等が確認されていない法域に設立された相手方との取引については証拠金規制の対象外とされている。そのため、一括清算ネットリングの有効性が一般的には確認されている法域に設立されているが、当該エンティティとの間の契約に関しては一括清算ネットリングの有効性が確認されておらず、エクスポージャーをグローバルスペースで管理しているという場合もありうる(特別法にもとづいて設立されたエンティティ等)。そのような場合も、証拠金規制の対象外と理解してよいか。	規制の適用有無の判断基準の明確化のため。
23	第二百三十九条第十項一のハ	当初証拠金閾値(de-minimis amount)に係る想定元本算出において、グループ会社間取引が除外されている。この点、シングルカウントを必要としている米国健全性当局規制と明確に異なる算出方法となる。本邦金融機関においては金商法に従い想定元本算出することで問題ないが、カウンターパーティとなる米国金融機関に対してもグループ会社間取引を除外しての算出を求めることになる。つまりは、想定元本算出の2度手間を外国の金融機関にも要求することとなるが、この点、当局間での了解事項として認識していただきたい。	本来ハーモナイゼーションが必要な事項と思われる。しかしながら、グループ会社間取引に係る規制のあり方は各国当局に委ねられているのがBCBS/IOSCO最終合意であるので、矛盾はやむなしと言える。この点、実務上の負担が増すことは当局間で確りと認識いただきたい。(i)グループ会社間取引におけるIM授受の義務化、と(ii)de-minimis amountに係る想定元本算出、を切り離すべきだということであれば、グループ会社間取引をシングルカウントするか否かは単に判断の問題と捉えることが可能(IM授受義務から除外されている為替フォワードや為替スワップがカウント対象になっていることも考慮)。
24	第二百三十九条第十項第一号ハ、同項第四号ハ	登録金融機関に該当しない場合において、登録金融機関の傘下にあるエンティティである場合、当初証拠金のグループベースでの判定には含めることとなっている。しかしながら、持株会社や親会社が登録金融機関に該当せず、子会社等に当たる一会社が登録金融機関に該当する場合、その親会社等の店頭デリバティブ残高は合算することとなるのか。	解釈によっては、持株会社や親会社の形態によって義務化されるか否かに差が生じるため、定義を明確化していただきたい。
25	第二百三十九条第二十一項第七号の一	規制対象取引範囲としていわゆるデリバティブ内包預金、ローン紐付きデリバティブ等の組み込みデリバティブは対象外という理解でよいか。	本規制対象範囲として預金や貸出と一体となったデリバティブを本体取引と切り離して規制対象とすることは、リスク管理上の観点からも不適当と考えられるため。
26	第二百三十九条第二十一項第七号の一	いわゆる債券店頭オプションについてはISDA基本契約書の下に約定されるBond Optionは規制対象となるが、日証協雛形ベースで約定される選択権付き債権貸借取引は規制対象外という認識でよいか。	ISDA基本契約書にひも付かない選択権付き債権貸借取引は当然にして規制対象外と認識されるが確認のため。

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令 附則(案)

27	附則第二条第一項 (経過措置)	<p>規制導入前に行われた取引が規制導入後にノベーションされた場合の扱いに関して、平成27年7月のパブコメに対する回答(項番147)において、「改正金商業等府令施行日前の取引と同一の取引であると判断がつくなどの事情がある場合には証拠金規制の施行前に行われた取引であるとして証拠金規制の対象外と考える余地もあります」と回答されているが、どのようなことがなされていれば「改正金商業等府令施行日前の取引と同一の取引であると判断がつく」と考えてよいのか、教示いただきたい。</p> <p>なお、大手の金融機関においては、ビジネスや市場を取り巻く環境を踏まえてデリバティブ取引に関する適切なブックニング戦略を検討しており、その結果、グループ会社が証拠金規制導入前に行った取引を証拠金規制導入後に他のグループ会社にノベーションすることが必要となる可能性もある。ノベーション後の取引が証拠金規制対象となる場合、取引相手方、大手金融機関側双方にとって新たなコストが発生し、ノベーションへの相手の同意取得も困難となるため、適切なブックニング戦略の実施への大きなハードルとなることが予想される。証拠金規制、特に当初証拠金規制に関しては適用対象者の範囲がグループレベルで決定されることを踏まえると、ノベーション後の取引の当事者がノベーション前の取引の当事者と同一グループのエンティティなのであれば、ノベーション前の取引のステータス(証拠金規制対象外)を承継させることが合理的であると考えられる。上記の理由より、以下のようなノベーションにおいては、ノベーション前の取引が証拠金規制導入前の取引であることにより証拠金規制対象外となる場合は、ノベーション後の取引についても証拠金規制対象外としていただきたい。</p> <p>例1) 証拠金規制導入前に日本の証拠金規制を受ける会社A1が他社X1と行った取引について、証拠金規制導入後にA1が自社のグループ会社A2にノベーションする場合 A1-X1間の取引⇒A2-X1間の取引</p> <p>例2) 証拠金規制導入前に日本の証拠金規制を受ける会社A1が他社X1と行った取引について、証拠金規制導入後にA1が自社のグループ会社A2にノベーションするとともに、相手方X1もブックニングエンティティを自社のグループ会社X2に変更する場合(いわゆるfour-way novation) A1-X1の取引⇒A2-X2間の取引</p> <p>また、以下のようなノベーションはブックニングの複雑性を解消して取引数の削減につながるものであるため、このようなノベーションに関しても、同様の扱いを認めていただきたい。</p> <p>例3) 日本の証拠金規制を受ける会社A1が他社X1と取引を行い、当該他社X1がそのヘッジ取引を他のグループのエンティティα1と行っていた場合に(両取引とも証拠金規制導入前の取引)、証拠金規制導入後にX1が両取引からStep outして取引をA1-α1の間の取引とする場合。すなわち A1-X1間の取引とX1-α1間の取引の計2取引 ⇒A1-α1間の1取引とする。 (プロセスとしてはA1-X1間の取引についてX1がα1にノベーションを行うと同時にX1-α1間の取引を解約することになる。)</p>	規制の適用有無の判断基準の明確化のため。
28	附則第二条第一項 (経過措置)	<p>規制導入前に行われた取引に関しても、業府令第1項21号の5、21号の6の措置の対象とすることを、継続して行うことを条件に認めていただいているが、規制導入前の取引に関して21号の5の措置の対象とはするが21号の6の措置の対象とはしない等、本項1号と2号においてそれぞれ異なる扱いとすることも、継続して扱うかぎりにおいて許容されるとの理解でよいか。</p> <p>また、相手方によって対象とするか否かについて異なる扱いを行うことも、相手方毎に継続した扱いを行うかぎりにおいて許容されるとの理解でよいか。</p>	規制導入前の取引に関して許容される扱いの明確化のため。

2. 金融庁告示案について(以下の3件)

- ①金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五口及び同項第二十一号の六口の規定に基づき、金融庁長官が定める方法を定める件(案)
 ②金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官の定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件(案)
 ③金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第八項及び第九項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産及び割合を定める件(案)

項番	該当告示、 該当箇所(条文)	コメント	理由等
①金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五口及び同項第二十一号の六口の規定に基づき、金融庁長官が定める方法を定める件(案)			
1	① 第三条第二項	本件で設定されている当初証拠金の閾値70億円は、相手側の金融機関の属する金融グループに対して、当方側金融グループ単位で設定(金融機関グループ vs 金融機関グループ)するという理解でよいか、それとも同一の相手側金融機関1エンティティに対して、当方グループ金融機関合算で70億円の閾値設定をするという理解か(1金融機関毎 vs 金融機関グループ)。	社内態勢整備に向けた確認のため。
2	① 第三条第二項	当初証拠金における金融機関グループベースの閾値設定には、当該相手側金融機関グループ内のどの金融機関に対して、どれほどの閾値設定をしているかについて金融機関グループベースの管理、および閾値交渉が必要になるものと思われる。 本邦大手金融機関においては金融グループ内に銀行、信託銀行、証券業態を抱える場合が多い。特に、金融商品取引法44条3項に関し、銀行・証券会社間等の取引先情報共有が制限(ファイアウォール)されていることもあり、当初証拠金の閾値設定においては、金融グループ内管理、および対外閾値交渉(金融グループ vs 金融グループ)が必要となる局面が想定される。 上記を踏まえ、本件証拠金規制対応の目的をもって行う、当初証拠金等の金融機関グループ内管理や金融機関グループ間の交渉においては、合理的な範囲においての金商法44条3項に定めるファイアウォール適用除外、その他の金融機関グループ内情報共有を可能なものとしていただきたい。また、本邦証拠金規制は、第一種金融商品取引業者および登録金融機関等との取引に限定されるため、上記情報共有に伴うエンドユーザー等への悪影響はほとんどないとする。	左記が認められない場合、当初証拠金に関するCSA等担保契約締結交渉前に、金融機関グループ間の情報共有同意書取得のための事前交渉が必要となる可能性があり、平成28年9月1日の当初証拠金規制適用開始迄に対象先金融機関グループとの交渉が終了しないリスクが大きくなる。実務的には、相手側金融機関グループ内企業との閾値を全てゼロとする方法等も考えられるが、その前提においても情報共有は必要である。また、同整理では本証拠金閾値は実質利用されないものとなる可能性もある。
②金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六イの規定に基づき、金融庁長官の定める潜在的損失等見積額を算出する方法を定める件(案)			
3	② 第二条 第一項、第二項	非清算店頭デリバティブ取引に係る潜在的損失等見積額を算出する場合には、当該非清算店頭デリバティブ取引の相手方との間で締結している一括清算の約定をした基本契約書にもとづいて行い、当該基本契約書ごとに算出することができるとされている。したがって、規制適用開始日以前の取引と以後の取引のCSA契約を別個した場合には、同一のISDAマスター契約内であっても規制適用開始日以前の取引は計算対象に含めないとすることは可能という理解でよいか。	仮にISDAマスター契約ごとに計算するとなった場合、規制適用開始日以前も含めてIM計算すると、以後の取引のみを対象として計算する場合と比べ、IM金額が過大になる可能性があり、規制をphase-inとすることで急激な流動性の涵濁や市場の混乱を回避しようとするBCBS/IOSCO 最終報告書の趣旨に反している。 また、規制適用開始日以前の取引をIM計算から除外しようすると、別個のISDAマスター契約でカバーせざるを得なくなるが、この場合、デフォルト時の一括清算ネットティング効果が減少し金融システム全体としてのクレジットリスクが増加し、結果的に本規制導入の趣旨と反する事態になると考えられる。
4	② 第四条第四号	ヒストリカル・データについて、「各数値に掛目を乗じて得た数値でないこと」とあるのは、国際合意における「ヒストリカル・データの重みづけを等ウェイトで行うこと」を意味すると捉えてよいか。	明確化のため。
5	② 第六条	「モデル管理部署」は、「モデルの管理に関する体制」の設計および運営に責任を負うが、必ずしもモデルの開発、使用、検証のための計数作成など、モデルに係る全ての業務を行う必要はない、という理解でよいか。 また、上記が可能の前提で、フロント部署が「モデル管理部署」の一部を担うことは可能か。	モデル・ガバナンスの観点から、複数の部署でモデルに関する役割を分けることも許容されることを確認したい。
6	② 第六条	「モデル管理部署」の在り方について、同一グループに属する複数の金融商品取引業者等が、各々の組織内での承認を前提に、同一の基準の下、一つの組織が集約して「モデル管理部署」の役割を担うことが認められるという理解でよいか。	同一のFGIに属する各金融商品取引業者等が、各々別々に規程作成やバックテストを行うことが非効率である場合が想定されるため。

7	② 第六条	「モデル管理部署」の在り方について、非清算店頭デリバティブ取引を行う部署からの独立性が求められるが、同取引部署と同一部門に属する、取引部署とは別の部署が「モデル管理部署」となることは認められるという理解でよいか。	独立性の趣旨の確認のため。
8	② 第七条	「使用開始に係る届出」について、同一グループに属する複数の金融商品取引業者等が、連名で届出を行うことが認められるという理解でよいか。	同一のFGIに属する各金融商品取引業者等が、各々別々に規程作成やバックテストを行うことが非効率である場合が想定されるため。
9	② 第七条第二項四	モデル届出書における「定量的計算モデルの適用取引及び適用を除外する取引を記載」する要件について、同要件は、基本的には定量的計算モデルを用いる一方で技術的な理由により一部プロダクトで標準表を併用せざるを得ない場合の整理(例、それぞれ適用するプロダクトを記載)と解してよいか。 相手先によって定量的計算モデル・標準表を使い分ける場合の記載は求められないという理解でよいか。	相手によって計算方法を使い分ける事例が想定される一方、相手先の限定列挙は困難であると思われるため。
10	② 第九条	時価の主要な変動の要因が商品や株式の場合、毎回の交換数量×価格というかたちでのデリバティブを行った場合の想定元本の計算方法はどうか。	商品や株式の場合は、元本の計算方法が明示的ではないため。
11	② 第九条第一項、第二項	パーゼルで国際合意されたSA-CCR(カウンターパーティーリスクの算出にかかる標準的方式)を踏まえ、潜在的損失等見積額の算式およびグロスのIMIにかかる標準表について、近い将来見直される可能性はあるか。	明確化のため。
12	② 第九条第二項	「時価の主要な変動の要因」を判定する基準は、各金融商品取引業者等が決めてよいという理解でよいか。	明確化のため。
③金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第八項及び第九項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産及び割合を定める件(案)			
13	③ 第一条	平成27年7月の第一次パブコメにおいては、適格担保資産に「金」が明示的に含まれていたが、今回の第二次パブコメにおいて削除された理由を教示願いたい。 これは、内閣府令123条8項および9項における適格担保資産については、一括清算法を念頭に置いているため、「金銭又は有価証券」に限定しているとの理解でよいか。	他国の規制と比較して、「金」が明示的に示されていない理由を伺いたい。
14	③ 第一条	告示(「金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第八項及び第九項の規定に基づき、金融庁長官が定める資産及び割合を定める件(案)」)にて定められている、「金融庁長官が定める資産」には、政府が元本や利子の支払いを保証している債券(政府保証債)も含まれるという理解でよいか。	明確化のため。
15	③ 第二条	銀行自己資本告示第八十九条第三号に定める「日本政府が発行する円建ての債券」(＝円建ての日本国債)は、適格格付機関が付与する格付の変動によらず、常時最低位の年限別割合(千分の五～百分の四)が適用されることを確認したい。	明確化のため。

3. 主要行等向け／中小・地域金融機関向け等の総合的な監督指針の一部改正(案)について

項番	該当指針、 該当箇所(条文)	コメント	理由等																				
1	全監督指針共通	<p>クロスボーダー取引における変動証拠金授受義務の義務の内容については、下記の図のとおり理解でよいか確認したい。 (クロスボーダー取引について、金融機関等については変動証拠金授受が必要だが、いわゆる事業法人との取引については担保授受不要であることを確認したい。)</p> <table border="1" data-bbox="510 272 1279 919"> <thead> <tr> <th colspan="5" data-bbox="510 272 1279 300">取引相手</th> </tr> <tr> <th data-bbox="510 300 667 437">本邦義務対象者</th> <th data-bbox="667 300 819 437">外国においてデリバティブ取引を業として行う者・① (デリバティブの残高3,000億円以上)</th> <th data-bbox="819 300 972 437">① (デリバティブの残高3,000億円未満)</th> <th data-bbox="972 300 1124 437">①に該当しない者 (デリバティブの残高3,000億円以上)</th> <th data-bbox="1124 300 1279 437">①に該当しない者 (デリバティブの残高3,000億円未満)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 437 667 644">金融商品取引業者等(金商法等府令第123条第9項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円以上)・②</td> <td data-bbox="667 437 819 644">本邦義務対象者は府令に基づいた対応を行う。</td> <td data-bbox="819 437 972 644">本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。</td> <td data-bbox="972 437 1124 644">本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。</td> <td data-bbox="1124 437 1279 644">本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="510 644 667 919">②に該当しない各監督指針対象者全て(金融商品取引業者等で、金商法等府令第123条第10項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の者を含む。)</td> <td data-bbox="667 644 819 919">本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。</td> <td data-bbox="819 644 972 919">本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。</td> <td data-bbox="972 644 1124 919">本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。</td> <td data-bbox="1124 644 1279 919">本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。</td> </tr> </tbody> </table>	取引相手					本邦義務対象者	外国においてデリバティブ取引を業として行う者・① (デリバティブの残高3,000億円以上)	① (デリバティブの残高3,000億円未満)	①に該当しない者 (デリバティブの残高3,000億円以上)	①に該当しない者 (デリバティブの残高3,000億円未満)	金融商品取引業者等(金商法等府令第123条第9項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円以上)・②	本邦義務対象者は府令に基づいた対応を行う。	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。	②に該当しない各監督指針対象者全て(金融商品取引業者等で、金商法等府令第123条第10項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の者を含む。)	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。	明確化のため。
取引相手																							
本邦義務対象者	外国においてデリバティブ取引を業として行う者・① (デリバティブの残高3,000億円以上)	① (デリバティブの残高3,000億円未満)	①に該当しない者 (デリバティブの残高3,000億円以上)	①に該当しない者 (デリバティブの残高3,000億円未満)																			
金融商品取引業者等(金商法等府令第123条第9項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円以上)・②	本邦義務対象者は府令に基づいた対応を行う。	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。																			
②に該当しない各監督指針対象者全て(金融商品取引業者等で、金商法等府令第123条第10項第4号ロに該当する店頭デリバティブ取引に係る想定元本額の合計額の平均額が3,000億円未満の者を含む。)	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。	本邦義務対象者は監督指針に基づいた対応を行う。																			
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針(主要行等／中小・地域金融機関も同様の部分を参照)																							
2	IV-2-4(4)①	「それぞれあらかじめ定めた通貨」とは「それぞれがあらかじめ一つずつ定めた通貨」という意味か、あるいは複数指定可能か。 また、「一定の為替リスク考慮」とは必ずしも8%である必要はないという理解でよいか。	明確化のため。																				
3	IV-2-4(4)①	「変動証拠金の適切な管理に関する態勢整備」「変動証拠金に関する適切な契約書(例えばISDAマスター契約およびCSA契約)」が実施されていれば、例えばヘアカット率やMTAを、必ずしも府令で定める金額どおりで締結する必要はないという理解でよいか。	ヘアカット率やMTAを必ずしも府令で定める金額どおりで締結する必要がないことが確認できれば、監督指針のみ適用される比較的小規模な金融機関は、今後新たにISDAが制定する(内閣府令にフルに準拠した)新契約でなく、馴染みがあり、事務的に対応実績のある既存雛形あるいは既存契約のアmendで対応できる余地があるため。																				
4	IV-2-4(4)②ロ	金銭で受領した当初証拠金を信託設定する場合、信託銀行としては、当該証拠金の運用の安全性を適切に確保していることの確認が求められると理解している。 一般的には複数ファンドの資産を合同で運用することとなり、1つのファンドの資産のコール放出先までを特定することはできないが、当該証拠金は、有担保コール、銀行勘定貸出、金銭信託等の安全性が確保された運用がなされていることを示すことさえできれば監督指針を充足していると考えてよいか。	放出先までを特定する対応が求められると、個別勘定ごとに運用をせねばならず、対応が困難であるため。 コール等で運用している事実さえ確認できれば、安全性を適切に確保していることの証明は可能と考える。																				